# 公開買付説明書

2026年11月

## 株式会社髙橋企画

（対象者：株式会社ホーブ）

# 公 開 買 付 説 明 書

本説明書により行う公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は法第27条の９の規定により作成されたものであります。

本説明書においては、本公開買付けに関して株式会社髙橋企画（以下「公開買付者」といいます。）が2026年11月９日付で関東財務局長に対して提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に記載された事項（公開買付開始公告に記載すべき事項を除きます。）を省略しております。本公開買付届出書に記載された本公開買付けの具体的内容につきましては、本公開買付届出書をご参照ください。

なお、本公開買付届出書は、金融庁の電子開示システム（ＥＤＩＮＥＴ）の「書類詳細検索」画面より、提出者名称に公開買付者である「株式会社髙橋企画」と入力し、「書類種別を指定する」で「公開買付届出書」と指定して検索を行うことで内容を確認することが可能です。

ＥＤＩＮＥＴのＵＲＬは以下のとおりですが、以下の二次元コードからも閲覧することが可能です。

https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/

公開買付者の氏名又は名称　　株式会社髙橋企画
公開買付者の住所又は所在地　　北海道上川郡東神楽町14号北１番地

１．公開買付けの目的

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場に上場している株式会社ホーブ（以下、「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として、対象者の代表取締役会長である髙橋巖氏（所有株式数：305,000株、所有割合（注１）：40.07%、対象者の筆頭株主（2026年６月30日現在の順位をいいます。以下、株主の順位に関する記載において同じです。）、以下「髙橋巖氏」といいます。）により2026年10月２日付で設立された髙橋巖氏の資産管理会社である株式会社です。2026年11月９日現在、髙橋巖氏が、公開買付者の普通株式（10株）の全てを所有しており、髙橋巖氏が、公開買付者の代表取締役を務めております。なお、2026年11月９日現在、公開買付者は対象者株式を所有しておりません。

（注１）　「所有割合」とは、対象者が2026年11月６日に公表した「2027年６月期　第１四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2026年９月30日現在の発行済株式総数（762,000株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（757株）を控除した株式数（761,243株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

今般、公開買付者は、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的として、対象者株式の全て（但し、髙橋巖氏が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、その後、公開買付者及び髙橋巖氏のみが対象者の株主となることを前提として、公開買付者を株式交換完全親会社、対象者を株式交換完全子会社とする株式交換により対象者株式の全てを公開買付者に集約するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、2026年11月６日に本公開買付けを実施することを決定しました。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注２）に該当し、髙橋巖氏は、本取引後も継続して対象者の代表取締役会長として対象者の経営にあたることを予定しております。2026年11月９日現在、公開買付者は、対象者のその他の役員との間で本取引後の役員就任について何らの合意も行っておりません。本取引後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引後、対象者と協議しながら決定していく予定です。

また、髙橋ゆかり氏（髙橋巖氏の配偶者であり、公開買付者の取締役。所有株式数：22,000株、所有割合：2.89%、対象者の第３位株主）は、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する予定です。他方、髙橋巖氏は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：305,000株、所有割合：40.07%）について本公開買付けに応募しない予定です。公開買付者は、髙橋ゆかり氏から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を、髙橋巖氏から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募しない旨の意向を、それぞれ受領しております。なお、公開買付者は、髙橋巖氏及び髙橋ゆかり氏のそれぞれとの間で、本公開買付けの応募及び不応募に関する契約書を締結しておりません。

（注２）　「マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）をいいます。

２．公開買付けの内容

(1) 対象者の名称
株式会社ホーブ

(2) 買付け等を行う株券等の種類
普通株式

(3) 買付け等の期間
① 届出当初の期間
2026年11月９日（月曜日）から2026年12月21日（月曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
該当事項はありません。

③　期間延長の確認連絡先
該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格
普通株式１株につき、金1,140円

(5) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|---|---|---|---|
| 普通株式 | 456,243（株） | 202,500（株） | ―（株） |
| 合計 | 456,243（株） | 202,500（株） | ―（株） |

（注１）　本公開買付けに応募された株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（202,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
（注２）　本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者決算短信に記載された2026年９月30日現在の発行済株式総数（762,000株）から、髙橋巖氏が所有する対象者株式数（305,000株）及び2026年９月30日現在対象者が所有する自己株式数（757株）を控除した株式数（456,243株）になります。
（注３）　単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
（注４）　本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 応募の方法及び場所
①　公開買付代理人　　東海東京証券株式会社　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

②　本公開買付けに応募しようとする方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の16時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続ください。）。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。

③　本公開買付けに係る株券等の応募の受付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等が当該証券取引口座に記録管理されている必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了している必要があります。（注１）

④　公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される際には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号及び本人確認書類の提出をお願いします。（注２）

⑤　上記③の応募株券等の振替手続及び上記④の口座の新規口座開設には、一定の日数を要しますのでご注意ください。

⑥　応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

⑦　外国の居住者である株主（法人株主等を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑧　日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

（注１）　対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

（注２）　マイナンバー（個人番号）又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の個人番号又は法人番号確認書類が必要になります。また、応募株主等が外国要人等（外国PEPs）に該当する場合は、その旨を申告していただく必要がございます。なお、個人番号又は法人番号確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお問い合わせください。

（注３）　日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者の個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いします。

＜個人の場合＞

次の表の①から③のいずれかの組合せによるマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出をお願いいたします。なお、マイナンバー（個人番号）のご提供をいただけない方は、公開買付代理人である東海東京証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。

また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）等を変更する場合にはマイナンバー（個人番号）確認書類及び本人確認書類等の提出が必要になります。詳細については公開買付代理人へお問い合わせください。

| | 個人番号確認書類 | マイナンバー（個人番号）受入れのための本人確認書類 |
|---|---|---|
| ① | 個人番号カード（裏面コピー） | ・個人番号カード（表面コピー） |
| ② | 通知カード（コピー）<br>通知カードに記載されているお客さまの氏名、住所及び個人番号に変更がない場合のみ、ご利用いただけます。 | ・以下の書類のいずれか１つ（コピー）<br>運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート（住所、氏名、生年月日が確認できるものに限ります。））、在留カード<br>又は<br>・以下の書類のいずれか２つ<br>住民票の写し（原本）、住民票記載事項証明書（原本）、各種資格確認書、印鑑登録証明書、国民年金手帳、身体障害者手帳のコピー<br>（住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書については、発行日から６ヶ月以内の原本が有効）<br>（以下「確認書類」といいます。） |
| ③ | マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写し（原本）<br>又は<br>住民票記載事項証明書（原本） | ・確認書類のいずれか１つ<br>（但し、住民票の写し又は住民票記載事項証明書を除きます。） |

なお、顔写真のない本人確認書類をご提出くださった場合には、他の本人確認書類の提出をお願いするか、又は書留等の転送不要郵便物等を郵送し取引時確認をさせていただきます。

＜法人の場合＞

「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類（登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（６ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの））が必要になります。

なお、法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の確認書類のいずれかの１つのコピーのご提出が必要となります。
また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になりますので、詳細については、公開買付代理人へお問い合わせください。

＜外国人株主の場合＞
常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるものが必要になります。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称
東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

(8) 決済の開始日
2026年12月28日（月曜日）

(9) 決済の方法及び場所
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した金融機関口座へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の証券取引口座へお支払いいたします。

(10) 株券等の返還方法
下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「①　法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、応募が行われた直前の記録に戻す（公開買付代理人の証券取引口座に記録する。）ことにより返還いたします。

(11) その他買付け等の条件及び方法
① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容
応募株券等の総数が買付予定数の下限（202,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（202,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第３号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項、並びに発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第26条第４項第４号、第５号及び第７号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。
撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③　買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第１項に定める行為を行った場合には、府令第19条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④　応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の16時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の16時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(10) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還いたします。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社　　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

（その他東海東京証券株式会社全国各支店）

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条第２項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の８第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表いたします。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正いたします。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正いたします。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表いたします。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

３．公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

| | |
|---|---|
| 株式会社髙橋企画 | 北海道上川郡東神楽町14号北１番地 |
| 株式会社東京証券取引所 | 東京都中央区日本橋兜町２番１号 |

## 【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

### 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | | 第36期 | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2022年６月 | 2023年６月 | 2024年６月 | 2025年６月 | 2026年６月 |
| 売上高 | (千円) | 2,604,674 | 2,489,362 | 2,519,019 | 2,412,711 | 2,372,498 |
| 経常利益又は経常損失（△） | (千円) | 149,666 | 138,790 | 38,094 | 39,466 | △18,370 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） | (千円) | 142,243 | 110,353 | 20,012 | 24,712 | △27,958 |
| 包括利益 | (千円) | 142,195 | 110,353 | 20,012 | 24,712 | △27,958 |
| 純資産額 | (千円) | 719,374 | 787,717 | 769,645 | 756,207 | 690,108 |
| 総資産額 | (千円) | 1,081,368 | 1,108,040 | 1,123,842 | 1,069,690 | 1,097,957 |
| １株当たり純資産額 | (円) | 944.38 | 1,034.18 | 1,010.46 | 992.86 | 906.11 |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） | (円) | 186.73 | 144.88 | 26.27 | 32.44 | △36.71 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | (円) | ― | ― | ― | ― | ― |
| 自己資本比率 | (%) | 66.5 | 71.1 | 68.5 | 70.7 | 62.9 |
| 自己資本利益率 | (%) | 21.9 | 14.6 | 2.6 | 3.2 | ― |
| 株価収益率 | (倍) | 7.0 | 12.5 | 85.7 | 62.6 | ― |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | 128,618 | 122,758 | △159,782 | 16,111 | 155,208 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △17,670 | △4,076 | △24,709 | △19,533 | △13,802 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | (千円) | △13,712 | △45,798 | △41,904 | △41,989 | △41,958 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | (千円) | 505,030 | 577,913 | 351,517 | 306,105 | 405,552 |
| 従業員数<br>（外、平均臨時雇用者数） | (名) | 42<br>(21) | 43<br>(17) | 42<br>(13) | 44<br>(15) | 49<br>(10) |

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第40期は１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第36期、第37期、第38期及び第39期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２　第40期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

３　従業員数は、就業人員数を記載しております。

４　従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数を記載しております。

(2) 対象者の経営指標等

| 回次 | | 第36期 | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | | 2022年６月 | 2023年６月 | 2024年６月 | 2025年６月 | 2026年６月 |
| 売上高 | (千円) | 2,508,585 | 2,365,787 | 2,372,974 | 2,280,768 | 2,217,678 |
| 経常利益又は経常損失（△） | (千円) | 139,281 | 135,811 | 19,933 | 23,320 | △29,797 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | (千円) | 134,641 | 108,527 | 6,785 | 14,788 | △35,078 |
| 資本金 | (千円) | 421,250 | 421,250 | 421,250 | 421,250 | 421,250 |
| 発行済株式総数 | (株) | 762,000 | 762,000 | 762,000 | 762,000 | 762,000 |
| 純資産額 | (千円) | 666,404 | 732,921 | 701,622 | 678,260 | 605,041 |
| 総資産額 | (千円) | 1,000,253 | 1,026,658 | 1,019,793 | 958,612 | 976,802 |
| １株当たり純資産額 | (円) | 874.84 | 962.24 | 921.15 | 890.52 | 794.41 |
| １株当たり配当額<br>（うち１株当たり中間配当額） | (円) | 55<br>(－) | 50<br>(－) | 50<br>(－) | 50<br>(－) | 50<br>(－) |
| １株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） | (円) | 176.76 | 142.48 | 8.91 | 19.42 | △46.06 |
| 潜在株式調整後１株当たり当期純利益 | (円) | － | － | － | － | － |
| 自己資本比率 | (%) | 66.6 | 71.4 | 68.8 | 70.8 | 61.9 |
| 自己資本利益率 | (%) | 22.5 | 15.5 | 0.9 | 2.1 | － |
| 株価収益率 | (倍) | 7.4 | 12.7 | 252.8 | 104.6 | － |
| 配当性向 | (%) | 31.1 | 35.1 | 561.3 | 257.5 | － |
| 従業員数<br>（外、平均臨時雇用者数） | (名) | 25<br>(21) | 25<br>(17) | 23<br>(13) | 26<br>(15) | 27<br>(10) |
| 株主総利回り | (%) | 143.9 | 202.0 | 253.4 | 235.3 | 172.2 |
| （比較指標：配当込みTOPIX） | (%) | (98.6) | (123.9) | (155.6) | (162.0) | (232.1) |
| 最高株価 | (円) | 1,312 | 4,515 | 4,635 | 2,296 | 3,645 |
| 最低株価 | (円) | 870 | 1,573 | 1,680 | 1,480 | 1,380 |

（注）１　潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、第40期は１株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第36期、第37期、第38期及び第39期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２　第40期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

３　第36期の１株当たり配当額には、創業35周年記念配当５円を含んでおります。

４　従業員数は、就業人員数を記載しております。

５　従業員数欄の（ ）外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員数を記載しております。

６　最高株価及び最低株価は、2022年４月４日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱにおけるものであります。